

## 第 4 回 農 地 総 会 議 事 録

開 催 日 時	平成29年11月6日（月） 午後4時00分から午後4時50分	
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出 席 委 員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里・中島 義幸 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明・松田 環 久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上17名	
欠 席 委 員	山本 和正・上田 博 以上2名	
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・野中主任・村松主任 以上5名	
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件 第6号議案 買受適格証明願の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出の件</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件</li> </ul>	
備 考〔添付書類〕	○第4回農地総会議案書 ○現地案内図 ○平成29年度今後のスケジュール（案）	

<p>開 議 会 長</p>	<p>(高橋政継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) ただ今より第4回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>開催にあたりまして欠席委員の報告を行います。山本和正委員、上田博委員。2名の方が欠席でございます。委員総数19名中、出席者17人でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、加藤孝幸委員、松田環委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 議 長  野中主任</p>	<p>只今から議題の審議を行います。第1号議案農地法第3条による許可申請の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 今月は全体で6件の申請が出されております。 議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、池、市街地調整区域、登記地目、田、現況地目、畑、201㎡、外3筆、合計712㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作もしくは保全管理しており、今回の申請地では、柿を栽培する予定であるとのことです。 なお、譲受人は南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町にも農地を所有しており、その耕作状況について確認しましたところ、全て耕作もしくは保全管理されているとのことです。 農機具につきましてはトラクター等11台の大農機具を所有しており、また、本人及び妻が農業に従事しているほか、従業者5名を臨時雇用しているため、効率的な利用が出来るとのことです。 申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周囲</p>

への影響は特にはないと考えるとのことです。

続きまして案件2は、仁井田、市街化調整区域、畑、884㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、耕耘機等4台の大農機具を所有しており、本人及び両親が農業に従事しているほか、常時雇用者が2名、臨時雇用者もいるため、効率的な利用ができるとのことです。

地域は野菜や花の栽培地帯であり、取得後もこれまでどおり野菜と花を栽培するため、周辺地域への影響は特にはないと考えるとのことです。また、地域の農地の利用調整や水利調整に積極的に参加、協力し、取り決めに遵守し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するとのことです。

案件3は、土佐山弘瀬、その他の区域、畑、340㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では文旦を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については、軽トラック1台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

議案書2ページから3ページにまたがり案件4は、春野町弘岡中、市街地調整区域、登記地目、田、現況、畑、1,253㎡、外3筆、合計5,035㎡を、代物弁済のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。なお、代物弁済とは、債務者が債権者に対して債務を履行する手段の一つで、例えば、本来現金で弁済すべきところを、代わりに物で弁済するという方法のことをいいます。

それでは、申請書の別添資料についてご説明いたします。本件の譲受人は法人ではありますが、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地法第3条第2項第2号に抵触しないこととなります。譲受人は、経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では施設園芸をする予定であるとのことです。譲受人の法人はこれまでも農作業の経験があり、役員を含めて社員5名で農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。周辺

農地への影響については、申請地ではこれまでと同様の耕作をするため、近隣に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5と案件6は、譲受人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。案件5は、春野町甲殿、市街化調整区域、田、406㎡を耕作便利のため、案件6は、春野町甲殿、市街化調整区域、田、440㎡を譲受人の経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗ったところが案件5の、緑に塗ったところが案件6の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、子も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地周辺は水稻作地帯であり、取得後もこれまでと同様に水稻を栽培する予定であるため、周囲には影響はないと考えるとのことです。

また、案件6は第6号議案、買受適格証明の件の案件1と関連案件となっております。買受適格証明の件についてご説明いたしますので、議案書は27ページをお開きください。

買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売等に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることができることの証明です。

競売や公売の際、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買い受け、あるいは農地法第5条による転用のための農地の買い受けができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、競売等に参加する場合に、あらかじめ農地法第3条許可もしくは農地法第5条許可等を受けることができることについて、許可権者が証明を行うものです。

本案件は先の説明のとおり、春野町甲殿、市街化調整区域、田、440㎡につきまして、高知市が行う公売に参加するため、買受適格証明願が提出され、地区の農業委員、推進委員の現地確認を経て、証明を交付したもので、その証明を受けて、高知市が譲受人への売却を決定し、3条許可申請を行ったものです。

以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、現地については担当区域の農地利用最適化推進委員等に確認いただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。 案件が第2, 第3, 第4事前審査会でございます。まず, 第2事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	はい。報告します。案件1と案件2については担当地域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ, 審議した結果, 許可相当と認めました。
議 長	第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	はい。案件3について担当地域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ, 審議した結果, 許可相当と認めました。
議 長	次に第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	報告します。案件4から案件6については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ, 審議した結果, 許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いをいたします。
委 員	(意見, 質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら, 審議を終わります。 案件1から案件6につきましては許可することに決定いたしますが, ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1から案件6につきましては許可することに決定をいたします。 続きまして第2号議案, 農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
野中主任	議案書の5ページをお開きください。今月は全体で1件の申請が出されておりますが, 本案件につきましては10月26日付けで取下願が提出され, これを受理しましたので, 説明を省略させていただきます。なお, この取下願につきましては, 来月に開催いたします農地総会で報告させていただきます。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	2号議案のことで, 事務局からの説明がありましたとおり, 申請の取下げがなされておりましたので, 審議しないことといたします。
西本委員	この件については, 前の農地総会で, 非農地証明書の交付について議案で出された土地ですよね。その議案を追認しているわけですから, 現地は既に農地ではないので審議する必要はないのではと私は思いますが, どうでしょうか。
野中主任	確かに非農地証明願は出されておりましたけれども, 審議はしておりません。非農地証明願は取り下げられまして, 今回改めて転用ということで申請が出ました。

西本委員	非農地証明書は出されてますか。
野中主任	非農地証明願までですね。委員のところまで非農地証明書が欲しいということでお話がいったと思いますけども、非農地証明書が出されてないです。
西本委員	非農地証明の申請自体が取り下げられているのですか。
野中主任	非農地証明願自体が取り下げられています。農地法第5条で出したいということで。
西本委員	一部転用でどうかということで、私が現地を見に行ったところ、農地の全部が倉庫というよりはキノコなどの栽培施設ですかね。全部を既に転用なさっているわけです。その状態で一部だけを転用許可ということになりますでしょうか。そういうことで事前審査会では許可相当とはなりませんでした。
	今日の事前に私が現地（宗安寺）に行きましたが、見たところ現況は全部非農地の状況です。それを農地利用最適化推進委員と池澤委員が見られてオッケーだと言われたということで非農地証明願を出していたと聞いている。それを取り下げても、既に現地在農地じゃなくなっているわけですから、何かしら手続きはしていただかないといかんのでは。
野中主任	今回の申請者は、出していた非農地証明願は取り下げ、始末書をつけて農地法第5条の転用許可申請をしたところ、他法令の手続きに思ったより時間がかかるということで、一旦取り下げ、その後またやり方を考えたいということで、この様なことになっています。
西本委員	まだ審議する段階になってないということですよ。
野中主任	そうです。審議する段階にならなかったということです。
西本委員	出てきてないので何とも言えませんが、そういう経過を踏まえて、ちょっとおかしいなと思ひまして。
議 長	今回は審議しないですからね。取り下げということですので、中止になりました。続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
野中主任	<p>今回は全体で1件の申請が出されております。議案書は7ページをお開きください。</p> <p>案件1は、高須砂地、4筆、計645㎡を、東部自動車道の橋脚工事のための作業場用地として一時転用するという内容で、平成29年7月5日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた土地となります。</p> <p>現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>今回の申請は、申請者が請け負っている工事期間が延長となったことに伴い、申請地を工事用地として引き続き使用する必要が生じたため、転用期間を平成29年11月30日から平成29年12月31日に延長するというものです。</p> <p>添付書類として、工期の延長に関する日程表、土地所有者との新たな日程での土地契約</p>

	書の写し等が添付されています。
議長	<p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p> <p>第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件は第3事前審査会でございます。</p> <p>第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。</p>
竹内委員	はい。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、変更が妥当と認めました。
議長	第3事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>第3号議案につきましては、承認することが妥当であるとして県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長	<p>第3号議案につきましては、承認することが妥当であるとして県知事に申請書を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画」の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>今日は全体で20件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、利用権の新規設定が12件、新規設定と更新設定が混在するものが1件、更新設定が7件となっております。</p> <p>議案書9ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>1が利用権設定の総括表です。今日は利用権を設定する者が21人で延べ21人、利用権の設定を受ける者が10人で延べ21人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が80筆、34,857.46㎡、畑が9筆、24,947㎡です。</p> <p>設定の内訳は更新設定が31筆、39,766.61㎡、新規設定が58筆、20,037.85㎡となっております。</p> <p>以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。</p> <p>それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。</p> <p>議案書は10ページをお開きください。</p> <p>案件1は五台山、田、413㎡、外2筆、合計1,126.61㎡を、平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p>
野中主任	

議案書 10 ページから 11 ページにまたがります案件 2 は、一宮、登記地目、山林、現況、畑、185 m<sup>2</sup>、外 8 筆、合計 24,947 m<sup>2</sup>を、平成 29 年 12 月 1 日から平成 49 年 11 月 30 日までの 20 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

借人は、農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。借人は食品加工業を営んでおり、缶詰の原材料となるタケノコ等の生産もあわせて行う計画から、今回の申請となったとのことです。今後は、収穫量の増加を図り、継続的かつ安定的な農業経営を行うとのことです。

また、借人は一般法人であるため、解除条件付きの使用賃借となります。一般法人としての使用賃借の要件を満たしていることは事務局で確認しております。

続きまして、議案書は 13 ページをご覧ください。

案件 8 は、介良乙、田、1,090 m<sup>2</sup>を、平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 8 月 1 日までの 4 年 8 ヶ月間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 9 は、介良丙、田、395 m<sup>2</sup>、外 15 筆、合計 4,226 m<sup>2</sup>を、平成 29 年 12 月 1 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定及び更新設定です。

議案書 18 ページから 19 ページにまたがります案件 12 は、介良丙、田、515 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 1,338 m<sup>2</sup>を、平成 29 年 12 月 1 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。最終貸付予定者は現地で水稻を耕作する予定となっております。

議案書 19 ページから 20 ページにまたがります、案件 13 から案件 17 は借人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。

案件 13 は、大津甲、田、561 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 1,121 m<sup>2</sup>を。案件 14 は、大津甲、田、1,180 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3,380 m<sup>2</sup>を。案件 15 は、大津甲、田、271 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 1,110 m<sup>2</sup>を。案件 16 は、大津甲、田、373 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 1,370 m<sup>2</sup>を。案件 17 は、大津甲、田、783 m<sup>2</sup>を。それぞれ平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

議案書 20 ページの案件 18 は、春野町弘岡上、田、1,103 m<sup>2</sup>を、平成 29 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日までの 3 年間、農地中間管理機構が中間管理権を設定し借り受けるといふもので、最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 21 ページの案件 19 と案件 20 は、借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件 19 は、春野町東諸木、田、1,302 m<sup>2</sup>を、案件 20 は、春野町東諸木、田、1,096 m<sup>2</sup>を、いずれも平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。



	<p>以上、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について本日の農地総会で計画が妥当であると決定されますと、平成 29 年 12 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で第 4 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件は第 2, 第 3, 第 4 事前審査会です。</p> <p>まず第 2 事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>はい。報告します。案件 1 については、妥当と認めました。</p>
議 長	<p>次に第 3 事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>はい。その前に案件 12 の説明はありましたでしょうか。</p>
野中主任	<p>はい。案件 12 の説明はさせていただきましたが、中間管理権についての説明が抜かっておりましたので、再度ご説明させていただきます。</p> <p>議案書 18 ページから 19 ページにまたがります案件 12 は、介良丙, 田, 515 m<sup>2</sup>, 外 3 筆, 合計 1, 338 m<sup>2</sup>を、平成 29 年 12 月 1 日から平成 39 年 11 月 30 日までの 10 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定となっております。農地中間管理機構が中間管理権の設定により借り受けるということの説明がご指摘のとおり抜けておりました。申し訳ございません。</p>
竹内委員	<p>報告します。案件 2 から案件 17 については妥当と認めました。</p>
議 長	<p>最後に第 4 事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。</p>
川澤委員	<p>報告します。案件 18 から案件 20 については妥当と認めました。以上です。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見, 質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件 1 から案件 22 につきましても、計画を妥当なものとして決定をすることにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>案件 1 から案件 22 までにつきましても、計画を妥当なものとして決定をいたします。</p> <p>次に、第 5 号議案「非農地証明願の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
野中主任	<p>今月は 8 件の申請が出されております。議案書は 23 ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。</p>

	<p>地区の内訳は、朝倉が1件、議案書23ページから24ページにまたがりまして五台山が1件、三里が1件、議案書24ページから25ページにまたがりまして長浜が1件、土佐山が1件、春野が3件となっております。全ての案件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進委員及び農業委員の確認を得て、証明書を交付しております。</p> <p>また、1,000㎡を超える案件につきましては、事務局でも現地確認しております。追認をお願いします。</p>
議長	<p>第5号議案の説明が終わりました。審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたら、お願いをいたします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>第5号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>第5号議案につきましては、追認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、第6号議案「買受適格証明願の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
野中主任	<p>第6号議案の説明をさせていただきます。</p> <p>今月は1件の申請が出されております。議案書は27ページとなります。</p> <p>本案件につきましては先ほど農地法第3条許可の申請の際に併せて説明いたしましたので、内容の説明は省略いたします。</p> <p>本案件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進委員の確認を得て、買受適格証明書を交付しております。追認をお願いします。</p>
議長	<p>第6号議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>第6号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>第6号議案につきましては、追認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして議案外報告を一括してお願いいたします。</p>
野中主任	<p>議案外報告の説明に入ります前に議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書目次ページの議案外報告の①、農地法第3条の3の規定による届出の件は、案件数が4件となっておりますが、正しくは3件です。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは議案書の説明に戻ります。議案書は29ページをお開きください。</p> <p>議案外報告①農地法第3条の3の規定による届出の件です。今月は3件の届出があり、</p>

全ての案件について担当地区の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は 29 ページから 31 ページにまたがりまして介良が 1 件、31 ページから 32 ページにまたがりまして春野が 2 件となっております。

続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件です。

議案書は 34 ページをご覧ください。今月は 7 件の届出が提出されております。

地区の内訳は、秦が 2 件、鴨田が 2 件、議案書は 35 ページにまたがりまして一宮が 1 件、介良が 2 件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。

今月は 8 件の届出が提出されております。議案書は 37 ページをご覧ください。

地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、初月が 3 件、布師田が 1 件、議案書は 38 ページに移りまして介良が 2 件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決により受理しております。

なお、議案書 37 ページの案件番号 3 につきましては、案件 4、案件 5 及び、議案外報告の⑤農地法各条の申請取消、取下、訂正処理の件の案件 1 が関連案件となりますので、一括して説明いたします。

農地法第 5 条の届出の案件 3 については、区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、平成 29 年 9 月 27 日に受理した案件で、内容としては、譲受人の自己住宅への転用となっております。しかしその後、自己住宅への進入路部分については案件 3 の譲受人の単有で問題ないが、建物部分については 2 名の共有の形になるよう、内容を変更したいということで、届出者より取消願が提出されました。受理通知の取消後、分筆を経て、建物部分について改めて 5 条届出が提出されましたものが案件 5 となっております。

案件 3 の取消につきましては、議案外報告の⑤農地法各条の申請取消、取下、訂正処理の件の案件 1 が関連案件となります。議案書は 45 ページです。平成 29 年 9 月 29 日に取消願が提出され、同日付で受理しております。この取消については転用の届出のうち一部分のみの取消であることから、当初の農地法 5 条届出面積と取消面積との差異がありません。先ほど申し上げました通り、差分の 24.46 m<sup>2</sup>につきましては住宅への進入路としてそのまま転用されることとなります。

また、議案書 37 ページの 5 条届出の件の案件 4 につきましては、申請地の地番は案件

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>3と同じものになっておりますが、これは一筆の土地を別々の転用計画のもとでそれぞれ部分転用した結果であり、案件3及び案件5とは別件の届出となります。</p> <p>続きまして④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件について説明いたします。議案書は40ページをご覧ください。今月は3件の通知が出されております。</p> <p>地区の内訳は、五台山が1件、議案書40ページから43ページにまたがりまして春野が2件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の推進委員に合意解約に相違ないことを確認し、事務局長専決により受理しております。</p> <p>最後に⑤農地法各条の申請取消、取下、訂正処理の件です。</p> <p>今月は農地法第5条届の取消願が1件出されております。</p> <p>この取消願の対象となる案件については先ほど農地法第5条届出の報告の際に併せて説明いたしましたので、内容の説明は省略いたします</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>はい、報告が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようでしたら、議案外報告を終わります。</p>
<p>事務局報告 岩崎次長</p>	<p>(平成29年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)</p>
<p>閉 会 議 長</p>	<p>次回の農地総会は12月5日、火曜日を予定しております。</p> <p>以上で第4回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時50分閉会)</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 30 年 7 月 6 日

議 長

高橋政継

議事録署名委員

加藤孝章

議事録署名委員

松田環

議事録作成者

村松 恵